

2026年2月10日

各位

会社名 株式会社ガーラ
代表者名 代表取締役グループCEO キム ヒョンス
(コード：4777、スタンダード市場)
問合せ先 CFO 小笠原 一郎
(TEL. 03-6822-6669)

資本金及び資本準備金の額の減少、剰余金の処分並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年2月9日開催の取締役会において、下記のとおり、2026年3月28日開催予定の第33回定時株主総会に、「資本金及び資本準備金の額の減少および剰余金の処分」並びに「定款の一部変更」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

I. 資本金及び資本準備金の額の減少について

1. 減資の目的

当社は、現在、財務内容が債務超過の状態にあります。つきましては、欠損の填補を行うことにより財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。なお、本件は無償減資であり、株主の皆様がご所有の株式数や1株当たり純資産額に変更はなく、株主の皆様への財産の払い戻しも行われません。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

- (1) 減少する資本金の額 現在の資本金 4,491,482,577 円のうち、4,391,482,577 円を減少し、100,000,000 円といたします。
- (2) 減少する資本準備金の額 現在の資本準備金 2,631,051,257 円の全額を減少し、0円といたします。
- (3) 減少の方法 発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 剰余金の処分の内容

(1) 剰余金の処分の項目及び金額

- ① 減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金 7,411,424,089 円
(上記2. の手続により増加するその他資本剰余金 7,022,533,834 円を含みます)
- ② 増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金 7,411,424,089 円

(2) 剰余金の処分の日程 効力発生日：2026年3月31日(予定)

(3) 振替後の繰越利益剰余金の額は△375,815,279円となります。

4. 減資の日程

- (1) 取締役会決議日：2026年2月9日
- (2) 債権者異議申述公告日：2026年2月中旬(予定)
- (3) 定時株主総会決議日：2026年3月28日(予定)
- (4) 効力発生日：2026年3月31日(予定)

5. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目の振替処理を行うものであり、当社の業績に与える影響はありません。

II. 定款の一部変更について

1. 変更の理由

①本店移転

- (1) 新本店所在地：東京都千代田区丸の内 1-9-2 グラントウキョウサウスタワー11階 justco
- (2) 移転の理由：オフィス機能の強化と業務効率の向上のため。
- (3) 移転予定日：2026年5月1日(予定)
- (4) 業績への影響：本件による2026年12月期の業績への影響は軽微です。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
株式会社ガーラ 定款 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>東京都渋谷区</u> に置く。 2025年3月29日改定	株式会社ガーラ 定款 (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>東京都千代田区</u> に置く。 2026年3月28日改定 【附則】 本定款の変更は本店移転の日より効力を生じる。

②役員増員

取締役の増員に関する事項

当社グループの一層の経営基盤の強化・充実を図り、取締役会の独立性及び実効性の向上、並びにコーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役の増員が可能となるよう、現行定款第19条(取締役の員数)を14名以内から15名以内に変更するものであります。

現行定款	変更案
株式会社ガーラ 定款 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>14名</u> 以内とする。 2025年3月29日改定	株式会社ガーラ 定款 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>15名</u> 以内とする。 2026年3月28日改定

2. 日程

- (1) 定時株主総会開催日：2026年3月28日
- (2) 効力発生日：2026年3月28日(または本店移転の実日)

以 上